

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置の適用を受けた場合（建設工事及び建設工事に係る業務委託）における発注者への通知文書の提出について（お知らせ）

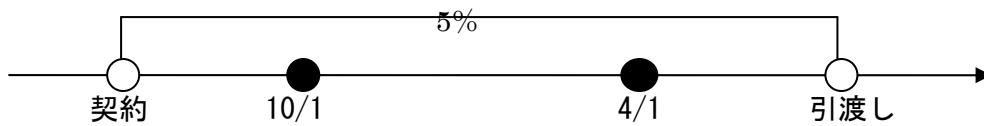
平成26年4月1日以後に引渡しを受ける建設工事及び建設工事に係る業務委託の契約について、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置^{※1}の適用を受けた受注者は、発注者に対し、当該契約が経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています。

取り扱いを下表のとおり定めましたので、該当する受注者におかれましては、必要に応じ提出してください。

経過措置 ^{※1} の内容	提出書類	提出時期	ケースの例
① 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（以下「消費税法改正法」という。）附則第5条第3項の経過措置の適用を受けた（平成25年10月1日より前に契約した部分について、消費税及び地方消費税の税率5%が適用される）部分がある場合	「消費税法改正法附則第5条及び第7条の経過措置の適用通知書（建設工事及び建設工事に係る業務委託用）」	発注者から「完成（完了）確認書」の交付を受けるとき（提出先：契約検査課）	例1 例2
② 消費税法改正法附則第7条第1項の経過措置の適用を受けた（平成25年10月1日以後に契約し税率8%が適用された部分のうち、長期大規模工事等に該当するとして一部に税率5%を適用する）部分がある場合		引渡し後（適用額が確定次第）に遅滞なく（提出先：契約検査課）	例3

問い合わせ先 契約検査課工事契約係
電話 095 (829) 1276

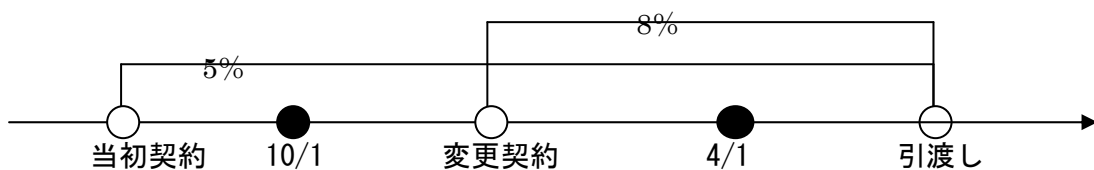
(例1) 平成25年10月1日より前に契約し、平成26年4月1日以後に引き渡される工事（消費税法改正法附則第5条第3項）



請負代金額（税込）：1050万円（=1000万円（請負代金額（税抜））+ 50万円（消費税5%））

※経過措置の適用を受けた対価の額（消費税法改正法附則第5条第3項）：1050万円

(例2) 例1の経過措置を受けた工事で平成25年10月1日以後に請負代金額等を増額する場合（消費税法改正法附則第5条第3項）



請負代金額（税込）：1158万円（=1050万円（当初契約分）+ 108万円（変更契約分））

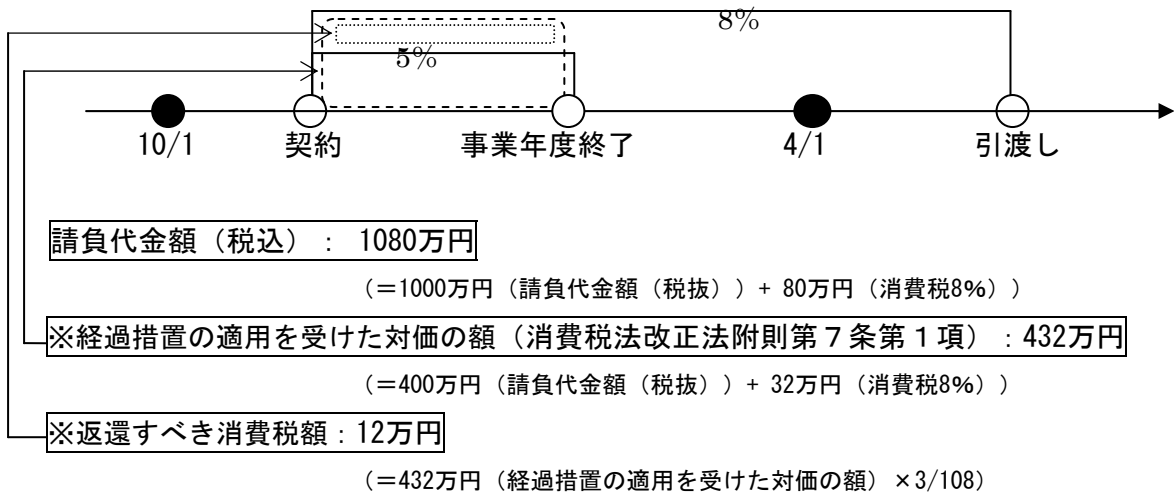
$$\left(\begin{array}{l} 1050万円（当初契約分）= 1000万円（税抜請負代金額）+ 50万円（消費税5%） \\ 108万円（変更契約分）= 100万円（税抜請負代金額）+ 8万円（消費税8%） \end{array} \right)$$

※経過措置の適用を受けた対価の額（消費税法改正法附則第5条第3項）：1050万円

《留意事項》

- ・上記（例1）の経過措置を受けた工事について、平成25年10月1日以後に設計変更等により契約を変更したときは、当初契約から増額された金額について、改正後の税率（8%）が適用されます（当初契約額に係る部分は5%）。契約変更により当初契約から減額される場合、当初契約額から変動がない場合は、請負代金全体に対して、改正前の税率（5%）が適用されます。
- ・税率8%が適用される部分について、消費税法改正法附則第7条第1項（長期大規模工事等に係る経過措置）の適用を受ける場合は、（例2）及び下記（例3）に習い、消費税法改正法附則第5条第3項及び第7条第1項に関する内容を通知書に記載のうえ提出ください。

(例3) 平成25年10月1日以後に契約し、平成26年4月1日以後に引き渡される工事で長期大規模工事等に係る経過措置の適用を請ける場合（消費税法改正法附則第7条第1項）



《留意事項》

- ・消費税法第17条第1項（長期大規模工事）又は第2項の工事で、消費税法改正法附則第7条の適用を受ける場合は、適用を受ける部分について改正前の税率（5%）が適用されます。この場合で、既に8%の消費税額を含む請負代金を受領しているときは、適用を受けた部分に係る消費税の引上げ相当分（108分の3を乗じて得た額）を返納していただく必要があります。